

学生懲戒審査委員会規程

平成20年4月1日
理事長決定
規程第68号

(趣旨)

第1条 この規程は、国際教養大学学生懲戒規程第3条第2項に基づき、学生の懲戒に関する審査を行う学生懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、国際教養大学学生懲戒規程第6条により学長から付託された事案について、公正かつ中立な立場で、次に掲げる事項について審査を行う。

- (1) 懲戒事由に該当する事実の存否及び内容
- (2) 懲戒の種類及びその程度
- (3) その他懲戒を行う上で必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員によって組織する。

- (1) 本学の理事のうち学長が指名する者 1名
 - (2) 学生部長
 - (3) 学務部長
 - (4) 各課程長、英語集中プログラム代表、基盤教育代表、日本語プログラム代表並びに専門職大学院専攻長、各領域代表のうち学長が指名する者
 - (5) 事務局長
 - (6) その他学長が必要と認める者 2名以内
- 2 委員会に委員長を置き、学生部長をもって充てる。
- 3 委員は、公平な審査を行うことが困難であると認められる場合には、委員会に出席することができない。この場合、欠員は補充しないものとする。
- 4 委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(審査)

第4条 委員会は、委員長を含め、4名以上の出席がなければ、委員会を開き議決することができない。

2 委員会は、審査を行う上で事実確認のために当該学生に対し事情聴取を行うことができる。なお、必要と認めるときは委員会に参考人を出席させて事情等を聴取し、又は資料を提出させることができる。ただし、当該学生が正当な理由なく事情聴取、または資料の提出に応じない場合は、その機会を自ら放棄したと判断する。

3 委員会は、委員長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決定する。

(委員会の非公開)

第5条 委員会の議事は、非公開とする。

(学長への報告)

第6条 委員会は、審査が終了したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員及び参考人は、その地位にあることから知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その地位を解かれた後も同様とする

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務局学生課において行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。